

社会福祉法人未広会 理事、評議員、監事の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人未広会（以下「法人」という。）の理事、評議員、監事の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 法人の理事、評議員、監事の報酬は、原則無報酬とする。
但し、業務執行理事については、未広会の賃金規程に基づき支給する。
業務執行理事（施設長）の報酬は、賃金規程の範囲内で理事長が決定する。

(費用弁償)

第3条 法人の理事、評議員、監事が職務のために旅行したときは、旅費規程により、
日当のほか、交通費、宿泊費を費用弁償として支給する。

2. 法人の理事、評議員、監事が次の会議に出席した時は、1回につき5,000円を支
給するものとする。

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監事監査
- ④ 入所判定会議
- ⑤ その他、上記臨時会議

(支給制限)

第4条 法人の理事、評議員のうち、施設の職員が理事、評議員を兼ねている場合にお
いては、その者には報酬及び費用弁償は支給しない。

(委任規定)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月2日から施行する。
この規定は、平成30年5月24日から施行する。